

平成 29 年度 第 1 回神奈川県いじめ問題対策連絡協議会（議事録）

日時： 平成 29 年 6 月 1 日（木） 9 時 30 分から 11 時 30 分まで

会場： 神奈川県総合医療会館 2 階会議室 A

1 開会

2 あいさつ

- ・今年度の 3 月に改定されました「いじめの防止等のための基本的な方針」を受けまして、本県における「いじめ防止基本方針」の見直しを進めている。そこで、現時点での案を示し、御意見等をいただきたい。
- ・今後とも神奈川のいじめ対策を推進していきたいという思いは皆様と同じであり、ぜひ活発な御議論をいただきたい。

3 座長選出

（事務局）

- ・田代教育局長を座長に選出する。

4 報告

(1) 本連絡協議会の経緯及び経過について

- ・本連絡協議会の経緯を説明
- ・昨年度は、インターネットやスマートフォンによるいじめ防止に関する取組について、情報提供をしていただいた。

(2) 諸機関・団体等によるいじめ対策の取組について

- ・学校いじめ基本方針は、100%定着している。現状に対応できるように、常に見直しをできるような組織、システムを構築する必要がある。
- ・いじめ防止について、生徒の自主的な活動を未然防止につなげていくという取組を進めている。様々なアンケート調査、教育相談の充実などで、いじめ防止を図っている。
- ・SC、SSWの配置はニーズが多く、とても有効である。ただ、SCは保護者対応が多く、子ども達の相談を受ける時間が少なくなってしまう現状もあると聞く。小学校にもSCを配置して欲しい。
- ・いじめが起きた場合をシミュレーションし、組織的な対応の研修会を行っている。
- ・未然防止として、いじめ問題をテーマとした非行防止教室を開催している。
- ・地域力の充実に向けて協議を重ねている。

(3) 「いじめ防止対策を推進するための申し合わせ事項」について（事務局より）

- ・昨年12月以降、本件で発生しました東日本大震災で被災した児童・生徒に対するいじめ問題に関して、12月以降、県と市町村の教育委員会で協議を重ねてまいった。そして、平成29年2月9日に県教育委員会教育長と県の各市町村教育委員会教育長とで、「いじめ防止対策を推進するための申し合わせ事項」をとりまとめた。
- ・5項目からなり、1から3項目目につきましては、いじめ防止対策全般に係る取組、4から5項目目につきましては、被災した児童・生徒への配慮、取組となっている。

(4) 「県いじめ防止基本方針の改定について」について（事務局より）

- ・平成29年3月に、国から「国の基本方針」である「いじめの防止等の基本的な方針」を改定するとともに、地方公共団体等においても、国の基本方針を参酌し、基本方針の見直し等、必要な措置を講じるよう通知があった。
- ・改定の趣旨についてですが、①国の基本方針の改定内容を反映させる、②いじめ防止対策推進法に基づき、県の基本方針を策定して3年が経過したことから、この間のいじめ防止の取組状況を踏まえ必要な改定を行うというもの。

(5) 協議「県いじめ防止基本方針の改定について」について

(委員からの意見)

- ・推進法の副作用的なところで、すごく広くいじめの定義を取ったことによって、推進法によるといじめに当たるからといって、民法上違法行為に当たるわけではないという裁判があった。
- ・いじめの定義の、保護者、地域の方々への周知もやらなければいけない。いじめという言葉を使わない指導、それを教員に周知しないといけない。その塩梅が難しいというのが正直な感想。
- ・いじめの定義を広くとっているのが難しい。国のいじめ防止対策推進法に明記されているのでやむを得ないのだが、いじめの定義を、人権を著しく侵害し、尊厳を損なう人間として絶対許されない行為、と断定してしまっているため、非常に混乱を招いてしまっている。いじめイコール許されない行為の定義として違和感がある。
- ・今、実態調査をやっている段階で、どれくらいインターネット、スマホを中学生が持っているか。現時点ではわからないのだが、ここからは主観的、感覚的に言えば、子どもたちのコミュニケーションは大人世代から見えなくなっている。子どもたち自身がインターネットの恐ろしさやコミュニケーションの障害化、ゲームの恐ろしさを知って勉強していくということが重要。
- ・学校は今、世代間ギャップというか、20代か50代という状況。そうすると若い教員の育成がいじめの対応についても重要だと考える。

5 その他

- ・今後の予定等